

2016 年、地域包括ケア本格始動

～地域包括ケアシステムを構築します～

横浜市では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年には、要介護認定者が現在の約 1.5 倍に、在宅医療対象者が約 1.7 倍になると見込まれています。

こうした状況に対応するため、横浜市では、2025 年までに、重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築していきます。

これまで、1991（平成 3）年から本市独自施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開しています。さらに、地域福祉保健計画においては区別・地区別計画を策定・推進するとともに、健康寿命日本一を目指して健康づくり・介護予防を進めるなど、地域包括ケア先進都市として、地域の皆様と暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

2025 年まであと 10 年を切った中、これまで積み上げてきた経験を活かし、2016（平成 28）年から「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組をさらに加速させます。

1 介護予防・日常生活支援総合事業への取組

介護保険法改正により、要支援者の訪問介護・通所介護サービスが介護保険の予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施する総合事業に移行することになりました。

総合事業は、地域のニーズに合わせて、既存の介護事業所によるサービスに加え、ボランティア、NPO、民間企業など、多様な主体による生活支援・介護予防を充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指すものです。

横浜市では、2016（平成 28）年 1 月から総合事業への移行を開始し、多様なサービスを順次整え、2017（平成 29）年 4 月から本格実施する予定です。

2 生活支援コーディネーター（仮称）の配置

区域・日常生活圏域（概ね中学校区程度）に「生活支援コーディネーター（仮称）」を配置し、2017（平成 29）年 4 月の総合事業の本格実施に向けて、生活支援・介護予防の充実した地域づくりに取り組んでいきます。

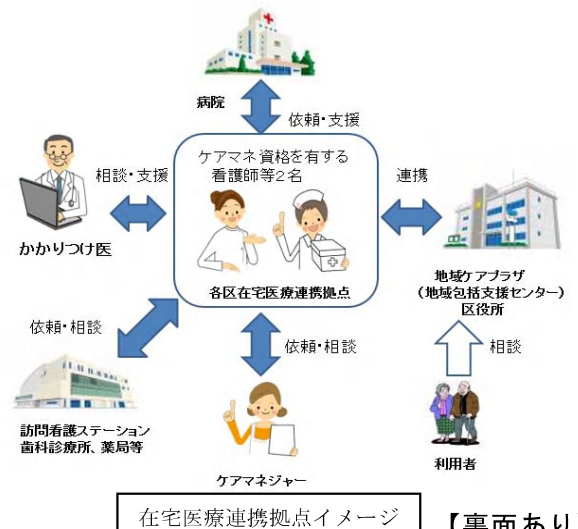
「生活支援コーディネーター（仮称）」は、すでに地域で活動されている団体を始め、NPO、民間企業など様々な支援主体と連携し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めていきます。

3 在宅医療連携拠点の全区整備の実現

重度な要介護状態となっても高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅医療・介護連携が不可欠です。そのため、在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを進めるため、本市では全国に先駆けて拠点整備に本格着手しており、2025（平成 37）年に向けた体制整備を進めています。

早期の全区整備を目指し、引き続き医師会と協力して在宅医療・介護連携の充実・強化を図ります。

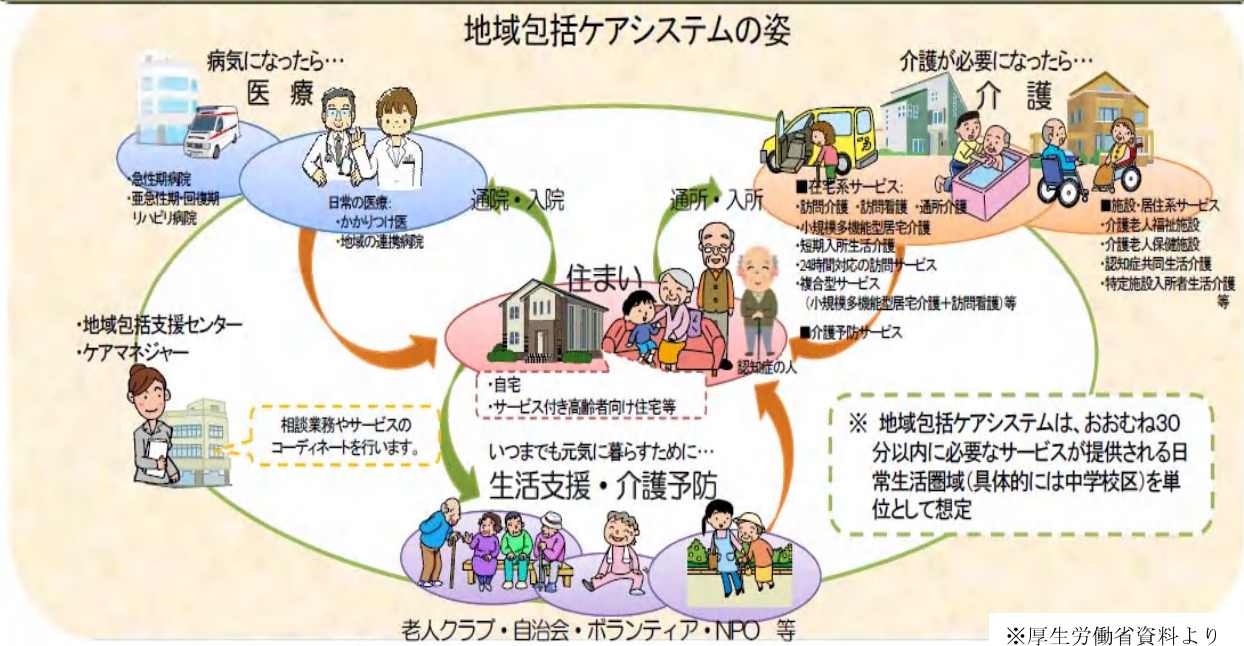
年度	か所数	開設区 (既設 16、1 月末予定 1、準備中 1)
2013 (平成 25)	1 か所	西
2014 (平成 26)	10 か所 (計 11 か所)	鶴見・中・南・旭・金沢・港北・緑・青葉・都筑・瀬谷
2015 (平成 27)	6 か所 (計 17 か所)	神奈川・港南・保土ヶ谷・磯子・栄・泉 (28 年 1 月開設予定)
2016 (平成 28)	1 か所 (計 18 か所)	戸塚 (準備中)



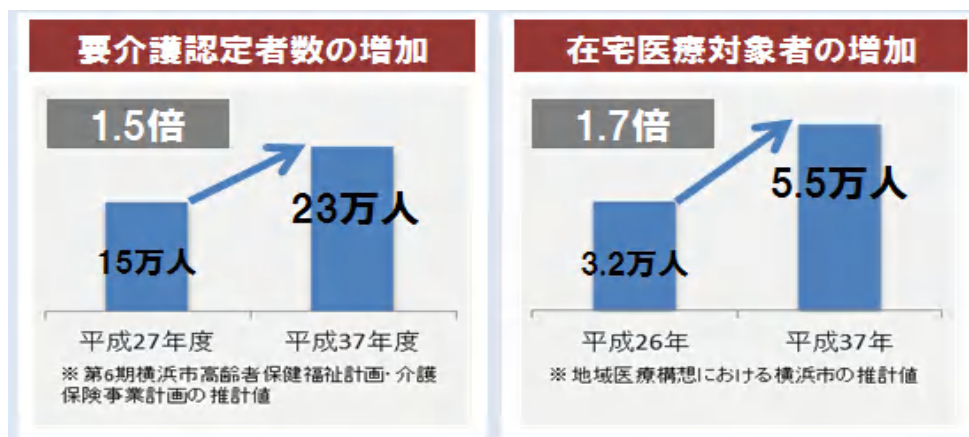
【参考】

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



横浜市の状況 ※2025（平成37）年の推計値



お問合せ先

【地域包括ケアシステムに関すること】

健康福祉局高齢健康福祉課地域包括ケア推進担当課長 佐藤 亜希子 Tel 045-671-2439

【介護予防・日常生活支援総合事業 及び 生活支援コーディネーター（仮称）に関すること】

健康福祉局高齢在宅支援課長 賀谷 まゆみ Tel 045-671-2368

【在宅医療に関すること】

医療局がん・疾病対策課在宅医療担当課長 藤井 裕久 Tel 045-671-3609